宋代銓選のひとこま

――薦舉制度を中心に――

梅原郁

はじめに
一　京朝官の薦舉とその推移
二　選人の薦舉をめぐって
三　武官の薦舉
むすびにかえて

はじめに

宋代の官制は一見錯綜して繁雑にみえるが、想像する以上に精密で合理的な内容を備えていることを私はかつて略論したことがあった。(1) 當時の文明世界において、群を抜いて發達していたといってよいこの制度は、遅くとも十一世紀のなかばにはその骨格を完成していた。それは、經書の傳統をふまえてかたちづくられた唐の『六典』に代表されるいわゆる三省六部體系に依據しつつも、他方、八世紀なかば以降の巨大な社會變革の實りをも巧妙に吸收し、新しい支配體制に卽應し得るように纏められていたといってよかろう。ここで成立した制度が、細部は別として、基本では二十世紀初頭まで繼承されてゆくのも、決してそれが一時的な便宜のためや偶然でできたものではないことを物語る。

最近私は、官制を中心とした宋代の官僚制度に興味を抱き、いくつかの側面から摸索を試みている。本稿でとりあげる薦舉制度も、その作業の一つに他ならない。一口に宋代の官僚制度の研究といっても、關連する科舉制度や官制そのものの制度的な究明がある程度進んでいるのにくらべて、銓選と呼ばれる官員の任用制度については、少くとも最近まで、我國では殆んど研究らしい研究がなかった。(2) 北宋の中期、十一世紀の後半で二萬二千、それから百五十年ほど離れた南宋の中期で三萬八千を數える官員を、(3) その仕途の差異を始めとしたさまざまな要素を勘案して、數多くのポストに差注し、昇進、降黜、罷免などを取扱う銓選は甚だ複雑で面倒な仕事であった。それはおよそ士大夫たる者が通曉すべきことがらではなく、こまかな法規、條例を暗んじる胥吏の最も活躍する分野だった。從ってその解明を志せば、史料的にも、やや特殊なものを扱わねばならなくなる。宋の銓選について、我々は幸いにも、『永樂大典』に引用された「吏部條法」という貴重な史料を有している。(4) だがこの「吏部條法」を理解し、それを生けるものとして使いこなすことは、正直のところ私にはまだ荷が重すぎる。銓選制度がたとえば科舉制度などに劣らぬ重要な研究テーマであるにも拘わらず、科舉制度のような成果があがっていない理由のひとつとして、史料の問題とは別に、合格という目標に向う受驗者のように、終着點へ研究を收斂させてゆける科舉制度に對して、統一王朝における全國的な人事銓衡制度といった、多様で微妙、そして絶えずゆれ動く銓選の立體像を描き出すことの困難さを指摘できよう。そこで、とりあえずこの小論では、宋代銓選の中で、重要な一つの柱と考えられる薦舉制、すなわち、官員の任用、昇進に際する保證推舉に問題をかぎり、その概略を述べてみようと思う。

改めて斷わるまでもなく、薦舉制度そのものの淵源は甚だ古く、宋に先だつ唐においても、官員の任用に際して一定の役割を果していた。しかし、

我が朝、人を用うるの法は、一に則ち舉主といい、二に則ち舉主という。漢唐に視ぶるにまた遠く過ぐ。(5)

と言われるように、世襲的、封鎖的な貴族體制を脱して、科舉を軸とした新しい官僚體制に入った宋代では、その官僚を

任用する場合に、擧主の保任制度にも、これまでと違ったいぶきを吹きこんだのである。

宋代の薦擧制度は、他の官制の推移と並行して、國初以來の試行錯誤の中で整備され、完成されていった。宋の薦擧制の主要な目的として、循資と名づけられる年功序列ではつかみきれぬ人材の拔擢がうたわれるのが常である。(6) このため薦擧の對象は中級以下の官員が主になり、それも下にゆくほど比重が增す。具體的に薦擧される側からみると、選人以下と京朝官がそれに該當する。以下それぞれについて章をわかち、時代的な推移に從って敍述することになるが、それに先立って、行論と關係する用語について若干の說明を加えておきたい。

官員任用の保證制度は、擧官、保擧、保任、奏擧、薦擧などいくつかの表現があるが、本稿では『慶元條法事類』や「吏部條法」などの法令集の呼稱に從って薦擧の語を使う。また保證して推薦する主體は擧主、推薦を受ける客體は被擧官に統一する。この被擧官の大部分が上述した選人と京朝官であるが、これまた宋代獨自の內容を持っている。

選人とは、本來は候選人つまり吏部の銓選を候つ人の略稱で、唐代の文獻に普通に現われる存在である。それが宋代には、すでに府州の屬官や縣知事など、主として下級地方官のポストにある官員で、九品の流官の中に入らぬグループの總稱に變る。唐の中期以降、藩鎭は自己の幕僚にいろいろな人材を辟召し、その中に候選人が含まれることが多かった。(7) そうした現實と、宋になって大量に生み出された科擧合格者のすべてを、ただちに九品以上の官に登用するわけにもゆかぬ狀況などが結びつき、選人という枠組が確立したと言えよう。宋の選人には七つ（最初は外形上は四つ）のランクがある。元豐の官制改革までは、このランクは寄祿階に相當する性格を持つにも拘わらず、判司簿尉——軍巡判官・司理參軍・主簿・縣尉——とか令祿——縣令・錄事參軍——とかいうように、實職を省略した名稱が使用されていたのも、唐、五代の名殘りとみることができる。ただし元豐の改革のあとは、承直郎、儒林郎など、ほかと統一のとれた寄祿官稱に改められ、徽宗の崇寧二年に至って、承直郎から迪功郎に至る選人の七階が確定する。

選人の上には、京官、朝官、員外・郎官、卿監、大兩省といった寄祿官の區分がならぶ。これらについても、唐代の同

じような名稱と混同してはならない。たとえば、唐の京官は宰相以下、京師に勤務する者の總稱で、外官と對置して用いられた。これとは別に、唐では宮中の朝參に列席する常參官と、そうではない非常參官の區分があったが、宋に入ると、兩者がいりまじり、常參官を陞朝官、非常參官を京官と呼び慣らわすようになる。(8) つまり、流官の中でも非常參の下級官員は、丁度寄祿階の最下級に相當するので、そのランクに該當する寄祿官すべてを京官と呼ぶことが一般化するわけである。より具體的に言えば、宋の京官とは、從九品、正九品、從八品の寄祿官を持つ者の總稱にほかならない。正八品以上の官は、宋では朝宴に預かり、朝參が可能だからすべて陞朝官になるのだが、そのうち、京官のすぐ上の正八品と從七品の寄祿官グループをとくに朝官と呼ぶ。つまり京官も朝官も、下級寄祿官群の總稱として限定した意味を持っているわけで、從って兩者を合わせた京朝官という言葉も、必ずしも高級中央官僚ではなく、むしろ從七品以下の下級官僚というイメージで捉えなければならぬ。正七品以上、わかりやすく言えば、員外郎以上の中央官僚は、おおむねの場合薦舉の對象にはならないのでここでは説明を省略して本論に入りたい。

一　京朝官の薦舉とその推移

順序が逆になるかも知れぬが、まず京朝官以上の薦舉から始めることにする。上述のように、銓選の薦舉は、下級の官員ほど重い意味を持ち、制度そのものも、京朝官と選人の間に違いが認められる。要約を先にしておくと、京朝官以上の薦舉は、主として中央の高官が、大藏省の局長クラスにあたる三司判官以下、路の監司、府州の知事、通判や、有事に際しては軍司令官などの差遣（實職ポスト）に適する人材を、定期的もしくは必要に應じて推挽するものと言うことができる。この場合舉主は待制以上の館職を持つ、侍從と總稱される五十人前後の最高級官僚(9)が中心になるのが普通である。北宋のなかば仁宗の慶曆年間に磨勘制度(10)が確立すると、京朝官が員外郎にのぼり、さらに郎官、少卿監と昇進する時に、五人の舉主が必要となる規定が作られ、差遣とは別に遷官（寄祿官の昇進）にも舉主が必要となるが、すでに入流し、數が多

いといっても相對的に限定される京朝官にあっては、監司や知州などのポストに充つべき人材のリストアップの方に薦舉の主眼が置かれていたといってさしつかえなかろう。むろん中央の高級官僚が選人を多く含む幕職州縣官の薦舉にかかわることも決して珍らしくはない。だが、そちらの方は、より選人に密着した存在である監司と知州が主役となることは次章に述べる通りである。

李心傳や馬端臨など南宋の歴史家の指摘を待つまでもなく、宋の薦舉制度は、冗官冗員が漸く表面化してくる仁宗時代までは、それほど整ってはいなかった。[11] 唐末から五代の武人政治、藩鎮體制を、文官中心の傳統的な州縣體制に移行させることが當面の急務だった太祖、太宗時代には、皇帝が先頭にたって、京朝官の監司、知州、通判を任命する一方、これまで節度使の辟召によって、その手足となって働いてきた幕職官のポストを中央にとり戻す工作が着々と進められた。前者についてみれば、乾德二年（九六四）、首席翰林學士の陶穀ら四十五人に、現任の京官の幕職州縣官中より藩郡の通判官一人を薦舉させた例[12]をはじめとして、淳化元年（九九〇）、知制誥以上二人ごとに常參官の中から轉運使と副使に適する者一人、員外郎以上二人ごとに、京朝官の中から知州、通判に充て得る者一人を、二箇月期限で薦舉させた例など、[13] ほとんど毎年のように敕命がくだされている。[14] 後者についていうと、藩鎮が自己の爪牙を法務關係の屬官や、あるいは所轄内の財務機關の職員に任命することを禁止するのと並行して、[15] 陶穀らの議による幕職州縣官の任用規定の整備、體系化が行なわれ、[16] あるいは淳化四年（九九三）、首席翰林學士蘇易簡ら六人に、幕職州縣官中より京官に任ずることができる者各二人、左司諫呂文仲ら九十七人に、五千戸以上の縣令に堪える者各二人を薦舉させる例[17]にみられるように、幕職官中の優秀な分子を積極的に宋の州縣支配に組みこもうとはかっている。

統一事業の進展とともに、とくに幕職州縣官のポストは著しく増加し、唐代以來の銓選の機構では處理が不可能になる。そこで、若干の變遷をへたのち、十世紀の終り、太宗の淳化年間に、幕職州縣官の銓選を扱ってきた流内銓が吏部から獨立した。それとともに京朝官以上は審官院と呼ばれる新しい官署が掌管し、それに先だって置かれていた下級武官の

銓選考課をつかさどる三班院、上級武官を擔當する樞密院と、いわゆる宋代の四選の制ができあがる。[18] ちなみに、元豐の官制改革によって、審官院、流內銓などの名稱は消滅し、尙書左選、侍郎左選に、武官のそれは尙書右選、侍郎右選に變ったが、職掌の實質はほぼ元通りである。

ほかの多くの制度と同樣に眞宗時代に入ると、銓選制度も次第に形式が整えられてくる。特に咸平四年（一〇〇一）、それまで、主に郊祀の恩典として與えられてきた寄祿官の遷轉が審官院の勤務評定――京朝官の磨勘遷官――にかわったことは、[19] 薦擧にも影響を與えずにはおかなかったろう。次の大中祥符年間になって選人の昇進に際し、任期年限や擧主に限定が設けられ、[20] あるいは、翰林學士以下の常參官が毎年終に外任の京朝官、三班使臣（下級武官）、幕職州縣官各一人を薦擧する命令が出されるようになるなど、[21] 次々と新政策がうちだされてゆく。なおこうした薦擧の時、擧主は被擧官の治績と性格、どのような職務に適するか、本人の知合いか、人びとの推擧した者かなどを明記した擧狀を提出する。これを受けて中書では、被擧者の名簿をこしらえ、その名銜と歷任の功過、擧主の姓名、薦擧される度數を書きこみ、原本は中書に、別本は天子に上進し、それにもとづき必要に應じて彼らをポストに割當てるように決められていた。[22] 從って實際の任用は審官院が差注するわけなのだが、薦擧された人材を常調と呼ばれる年功序列にもとづく普通の任用と區別し、あるいはただちに任命する必要から、中書つまり政事堂で直接任命する堂除と呼ばれる方法[23]が大幅に導入され、中央の高級官僚のほか、重要な府州の知事などはその多くが堂除で占められるようになってゆく。

次の仁宗時代に至って薦擧制度はきちんと整備されるが、それは別の見方からすれば、國初以來の試行錯誤にひとつのけじめをつけたものということもできる。慶曆三年（一〇四三）にたてまつられた范仲淹の十項目にわたる奏狀には、當時の急務が的確に浮彫りされているが、この中で、第一の明黜陟、第二の抑僥倖、そして第四の擇官長が、銓選と關係する。それぞれの問題點だけをあげると、第一では、磨勘制度が、賢不肖を問わず、文官三年、武官五年で一遷ときめられ、年月によって自動的に昇進するため、誰も政務に身をいれないこと、[24] 第二では、大兩省（給事中、中書舍人）以上の官は、南

第一表　慶暦四年制定の歳舉朝官額

舉主	被舉官	人數
三司（使）　兩省・待制以上　御史中丞　正卿監	正郎以上の朝官	3
三司副使　起居郎　起居舍人　知雜御史　少卿 左右司郎中　司諫　正言	員外郎以下の朝官	2
三院御史　天章閣侍講　三司判官　開封府推判官 見任知州（員外郎・正郎以上）	太常博士以下の朝官	2
安撫・轉運使・提刑（以上　朝官） 提刑（武官）　發運・轉運判官	本部正郎以下の朝官 本部員外郎以下の朝官	制限なし

郊、聖節がくれば、子弟を京官に奏することができ、彼らが容易に出世する道をひらくのは好ましくないこと、[25]第四では、人民と直接かかわる親民官、[26]すなわち、知州、知縣は、才能よりも年功序列で任用するため、弊害が多いこと、などが論議されている。そして、第二の問題を除き、その改革案として、薦舉のいっそうの活用が具體的に提示されたのである。[27]范仲淹の上奏は、後世まま見られる賣名的な上奏文ではなく、その提案はただちに當事者で檢討され、閒もなくそれに沿った新しい政令が發布された。[28]磨勘の問題については、この章のはじめにふれたように、京朝官から少卿監までの遷轉について監司あるいは清望官五人の舉主が必要になり、さらに彼らが差遣において關陞（昇進）する場合にも舉主を設けることが決められた。[29]これはどういうことかというと、寄祿官の遷轉とは別に、それと組合わせて使われる、監當官、知縣、通判、知州、提刑、轉運使といった實職の昇進順序がある。[30]これを資序というが、この各段階で、やはり任期の年限と舉主の數が定められるのである。「吏部條法」にひかれる考功格[31]によれば、監當は六年に滿ち四人舉主があれば知縣に關陞し、知縣は兩任、舉主二人で通判、通判は兩任、舉主三人で知州に入れるとなっている。そして主として第四と關係して、慶暦四年四月に、兩省、待制以下、朝官を薦舉するこまかな規定が公布された（第一表）。[32]これらと、ややさきだって景祐三年（一〇三六）にだされた幕職州縣官を薦舉する年閒の定額の規定などをあわせて、ほぼ宋代銓選における薦舉制度の大綱ができあがったと言うことができる。

仁宗の後半から英宗、神宗にかけては冗官冗員が漸く深刻な政治問題と化した。闕

が少なく員が多い状態は慢性的になり遂には一つのポストに、擬注、已授、見任の三人が用意され、一任三年をおえるに五年あるいは七年の歳月が必要とされる有様に至る。[33] むろん爲政者たちはいろいろな面からその打開策を講じている。銓選とそれに附隨する薦舉制においても、たとえば、京朝官以上の磨勘年限の三年から四年への延長、[34] あるいは通判の選人薦舉の停止、[35] これまで慣例となっていた中書、樞密の長官、すなわち宰相、執政が任命の初お目みえで、三人を薦舉できる恩典を廢止するなど、目星しいものでも二、三にとどまらない。權限の分散と、政務の合理化をはかった王安石は、政務を「有司」に歸す、つまり、本來の擔當官署に受持たせることを建前として、銓選においても、中書と樞密が直接タッチする堂選や堂除を削減して、そのポストを審官院などに歸そうと試みた。[37] 熙寧三年（一〇七〇）上級武官の銓選を樞密院から奪って、新しく設けた審官西院（のちの尚書右選）にうつしたのもその一環にほかならない。[38]

ところで、元豐四年（一〇八一）、官制の大改革とあい前後して、内外官司の舉官を悉くやめ、尚書吏部、審官東西院、三班院で選格を議せよとの詔敕がだされている。[39] 馬端臨は、舉官の法は、多く請求によってこれを得るため濫多となる。そこで奏舉を革去し、公正な法規によってすべてを運用せんとしたと解説する。[40] 何分史料が多くないので斷定的なことはいえないが、ここで薦舉制度が全面的に廢止されたということではないようである。『長編』と『宋會要』は、いずれも内外官司の舉官といっており、各官司が勝手に堂除ポストを使って屬官を薦舉するか、もしくは一部に殘存が認められてきた唐以來の辟舉を停止させ、銓選を吏部の主導のもとに統合させようとしたものかと想像される。

王安石の新法の否定を旗印に掲げた元祐の舊法黨の領袖司馬光は、十科舉士の法という薦舉制を創立した。[41] 自分の知合を舉げればとかく情實に走り、序列に循えば人を得られぬ矛盾に直面して、薦舉の際の客觀的基準を十項目設けておき、それにもとづいて從來通りの推薦を行なおうとするにすぎない。十科は、㈠行義純固、可爲師表、㈡節操方正、可備獻納、㈢智勇過人、可備將帥、㈣公正聰明、可備監司、㈤經術精通、可備講讀、㈥學問該博、可備顧問、㈦文章典麗、可備著述、㈧善聽獄訟、盡公得實、㈨善治財賦、公私俱便、㈩練習法令、能斷請讞で、㈠と㈤㈥㈦は有官、無官を問わず、他は

有官人を對象とするが、㈣は知州以上の資序の人という制限がつけられている。そして、職事官（實職）は六部尚書より給事中、中書舍人、諫議大夫まで、寄祿官なら開府儀同三司（正一品）から太中大夫（從四品）、館職は待制以上の各人が、毎年十科の中から、科目にかかわらず任意に三人を擧げ、被擧官者の名簿に從って擧主の多いもの順に、執政の判斷でポストに補充される。[42] これは從來の侍從以上の高級官僚の年閒三人を薦擧する推擧理由の合理化とも見做せよう。[43] 十科擧士の法は、監司や路分都監以上は薦擧の對象にならぬとか、[44] 草澤人以外は見任官でなければならぬといった條項が附加されている點などからみて、ある程度は行なわれたらしいが、[45] すでに元祐の末年にはその法は存するが文字の上だけのことと言われ、[46] 紹聖の新法黨時代には當然のように廢止されてしまった。[47] 念のために十科擧士のその後の足取りを追うと、南宋はじめ紹興三年（一一三三）、中書舍人黃龜年の上奏によってそれが復活してから、[48] 形式的にはずっと存續していたようで、『慶元條法事類』にも十科の項目がたてられている。[49] また秦檜歿後の紹興二十六年（一一五六）侍御史の湯鵬擧が文章典雅、可備制誥をはじめとする六科の薦擧を作ったり、[50] あるいは紹興二十九年には、監司と知州に、薦擧四條、按察四條の科名に從って屬官を按察させたり[51] していることなどから考えると、十科擧士法そのものは形骸化していても、司馬光の名とともに、いつもそれが識者の腦裏に去來していたことは否定できない。

蔡京一門とその亞流たちが政局を壟斷した徽宗時代、薦擧制度は彼らの權力維持の恰好の手段として利用された。なるほど表向きはよくも毎年あきないと思うほど、待制以上の侍從官に知るところを二名乃至三名擧げさせよとの敕令が發布されているように、人材拔擢に意が注がれていたかに見える。[52] しかし、たとえば政和三年（一一一三）全國各州縣に曹掾、縣丞などの大幅な增添を行ない、それに伴なって擧官定數を增加再編成したり、[53] あるいは政和六年の統計では、次章で述べる選人改官數が元豐年閒の三倍弱にはね上っていることなどから、權力者たちは自分たちの地位保全、御機嫌とりに薦擧の枠を增やし、それがまた先例となって、收拾のつかぬ狀況にむかっていたと想像される。惡名高き宦官童貫が、西方の靑唐征伐や、浙江の方臘鎭壓の時に、一狀に薦めるところ數十人を下らず、被擧官は法規に定めた考第、擧主の數もな

く、戰陣を知らず、苞苴饋送でなければ、僕隷のお膳立てで、そのまま選人からしかるべき京官に改められる、といった勝手な振舞をしているのも、氷山の一角にすぎないであろう。

一一二七年、女眞族によって宋王室の多くが、開封の財寶とともに北方に拉致され、高宗をかついで江南に假寓の地を求めんとした漢民族も、暫らくは金軍の鐵騎に追われて息つく暇もなかった。また無政府狀態となった各地では、反體制集團、流賊、その鎭壓とは名ばかりで、實質はさして彼らと違いのない軍隊の間で爭いが續いた。このような混亂をたて直すため、政府は、中央では侍從、寺監長貳から、これまで薦擧の資格を持たぬとされた郎官に至るまで、地方では監司、知州を中心にできる限り人材を推擧させ、中書がその名籍を整理し、時には高宗自身が彼らの姓名を屏風に書き記して、適當なポストがあれば任用するようにとりはからわれた。必要に應じて、くりかえし出されていた、監司や知州、帥臣などの人材を擧げよとの命令も、紹興十年代の秦檜專政時代にはぷっつりと途絶える。秦檜がいかに巧みに臺諫たちを自派で固め、それを中核にゆるぎなき獨裁體制を敷いたかについては、衣川強氏に論證があり、彼が薦擧制をも自己に有利なように活用したろうと想像するに難くはないが、史料の缺落によってその具體的な姿を知り得ない。ただその專權が終った紹興二十五年（一一五五）以後になると、俄然、行在の百司には闕官が甚だ多いとか、諸路の監司には闕官が多いとかいう理由で、侍從、臺諫に薦擧の命令がだされている。秦檜一派が失脚し、その空席へ、非秦檜派が薦擧を通じて送りこまれる圖式と考えてほぼ間違いなかろう。

孝宗時代以降の南宋では、選人改官とそれに關係する擧主の法規はますます細密化し、實際の運用はともかく、形の上では網の目のようにこまかくなっていった。次から次へと敕令が發布され、さらにそれがくり返し申明される。それらがすべて法規集に分類採錄されてゆく過程は、『宋會要』と「吏部條法」を照合することによって明瞭である。これに反して、中央の高級官僚が京朝官以上を薦擧する方は、これまでと同樣に、五日とか半月とかの期限をきって時に應じて二、三人を擧げさせる例が數多くみられるが、年閒定額を擧げさせる方はほとんど姿をかくしてしまう。しかも、そうした敕

令には鵶鵶がえしが多く、さらに『慶元條法事類』や『吏部條法』には、京朝官以上の薦舉については、選人や武官にくらべて、必ずしも明確な格式がみられない點などを考慮すると、京朝官以上の薦舉の持つ意味は相對的に低下し、それだけ銓選が機械的になってしまっていたと言えるかもしれない。

二　選人の薦舉をめぐって

章をかえて、銓選薦舉の中でより重要な選人のそれに移ることにしたい。選人の薦舉は、京官の列に加わる、つまり入流の「選人改官」と、選人內部での昇進にかかわる「關陞」に大別される。一方、舉主について言えば、京朝官の薦舉と同樣に、侍從以上の高級官僚と地方の監司、知州に分けられ、それぞれに、歲額がきまっている恒常的なものと、特別詔敕などにもとづく臨時的なものがあった。

まず「改官」から話をはじめよう。

「官員としての、生涯の進退にかかわる決定的瞬間は召見改官の日にほかならず、從って最も愛惜し、愼重に行なわねばならぬ」、という蘇軾の言葉のように[60]、戰前の日本風に言えば、判任官に相當する選人が、高等官の京官にのぼることは、高い壁を乘越える意味を持っていた。選人が舉主を揃えて磨勘改官する場合、「吏部の法は最も嚴密であり、毫釐の差があってもただちに取消される[61]」、といわれるのも、誇張ばかりではない。むろん改官したあとでも、彼ら本來の仕途――進士出身とか明經出身、あるいは流外出身など――が、その後の出世を強く規制はするが、原則としては一定の年限によって自動的に上位に昇進し（循資）、磨勘や差遣に舉主が必要といっても、選人の時代ほど神經を尖らさなくてもよかった。とにもかく、京官となって流官の列に加わらなければ、官僚としての眞の特權は享受できないわけである。選人と京官の關係を數字の面から眺めると次のようになる。漸く冗官が論議を呼び始めた仁宗の慶曆年閒、京朝官以上二千七百に對して選人はほぼ一萬、南宋なかば近くの慶元二年（一一九六）には、京朝官四千人餘りに對し、選人は一萬三千、さらに少し遲れた

嘉定元年（一二〇八）の統計では、二千三百と一萬七千[62]と、その比率は一對三乃至四、後には七という比率である。つまり、同じ選人といっても、特奏名などの恩科や、進納、流外（胥吏）出身者などは、京官に辿りつくことさえ容易でなかったことが數字の上からもうかがえるであろう。

ここで、科擧の合格者と選人の關係にも一言ふれておかねばなるまい。北宋のはじめ、新しい統一王朝の擔い手として、進士の資格を手に、文官官僚の第一線におどりでた彼らの前途はバラ色に輝いていた。少くとも四代皇帝仁宗の中頃までは、狀元以下第一甲に入れられた上位十人ほどは、將作監丞、大理評事、校書郎などの京官（寄祿官）を最初から與えられ、ただちに通判、簽書節度判官、知縣など、それにふさわしい差遣（實職）につくことができた。また第二甲から第五甲に至るまでの進士たちは、その成績に應じて、兩使職官以下、判司簿尉に至る選人各階とそのポストを割りふられた[63]。ところが、闕員ポストが次第に減少してくると、何時までも同じことを續けられなくなる。すでに仁宗の慶曆六年（一〇四六）の科擧から、第四甲以下の合格者は、流內銓で選人の空席を待つ守選という取扱いを受けはじめたが、嘉祐四年（一〇五九）以後は、狀元の京官は大理評事に下げられ、差遣も通判を與えられなくなり、間もなく上位數人を除くと、選人でも最下級の判司簿尉しか貰えず、合格者のかなりが守選の枠に入れられるようになる。そうなってくると、進士出身が有利といい條、彼らの上に必ず將來の榮光が輝くとは限らない。南宋嘉定元年（一二〇八）の統計では尙書左選に在籍する六品から九品までの京朝官のうち、九百七十五人の有出身人に對し、侍郎左選在籍の有出身選人が四千三百二十五人もあるということは、[64]科擧出身者にとっても、選人改官がかなり狹き門だったことを物語っている。

さて、選人については以前にも概略を述べたのでそれを參照していただくことにして、[65]ここでは、その序列と、改官の時の原則的な規定の兩者をさしあたって表示しておきたい。選人の改官は、次頁の表に見られるように、各段階に應じて可能なわけだが、その骨子は、「吏部條法」の「改官撮要」にみえる、

應ゆる承直郎から修職郎までは五考、迪功郎は七考をへて、改官のための擧主五員――うち職司一員――があれば磨

第二表　幕職州縣官序列一覽表

寄祿階	差遣名	元豐寄祿官
兩使職官	留守判官　三京府判官　節度判官　觀察判官	承直郎
	節度掌書記　觀察支使　防禦判官　團練判官	儒林郎
	京府留守推官　節度推官　觀察推官　軍事判官	文林郎
初等職官	防禦推官　團練推官　軍事推官　軍監判官	從事郎
令　錄	縣令　錄事參軍	從政郎
	試衛縣令　知錄事參軍事	修職郎
判司簿尉	三京軍巡判官　司理・司戶・司法參軍　主簿　縣尉	迪功郎

第三表　宋代選人改官一覽表　一字下げは元豐以後の名稱

右有出身・左無出身

	七考	不及七考	六考	不及六考	不及五考	不及三考
判司簿尉 迪功郎	大理寺丞 宣教郎 衛尉寺丞 宣義郎	光祿寺丞 宣義郎 大理評事 承事郎			大理評事 承事郎 奉禮郎 承奉郎	奉禮郎 承奉郎 將作監主簿 承務郎
知令錄 修職郎 初等職官 從事郎			大理寺丞 宣教郎 衛尉寺丞 宣義郎	光祿寺丞 宣義郎 大理評事 承事郎		大理評事 承事郎 奉禮郎 承奉郎
知令錄 從政郎 兩使職官 文林郎			著作佐郎 宣教郎 大理寺丞 宣教郎	大理寺丞 宣教郎 衛尉寺丞 宣義郎		光祿寺丞 宣義郎 大理評事 承事郎
兩使職官 （支掌防團判官） 儒林郎			太子中允 通直郎 著作佐郎 宣教郎	著作佐郎 宣教郎 大理寺丞 宣教郎		
兩使職官 （節觀判官） 承直郎			太常丞 奉議郎 太子中舍 通直郎	太子中允 通直郎 著作佐郎 宣教郎		

勘をゆるし、格により、合に入るべき官に改める。十二考以上をへれば、常員の擧主一員を減らし、十五考以上に至ると、職司の擧主一員を減らす。[66]

という條文である。すなわち、選人が合に入るべき京官に改められる（改官）ためには、六考乃至七考の勤務期間と、五人の擧主が要求され、かつ五人のうち少くとも一人は、職司と呼ばれる、提點刑獄あるいは轉運副使などの監司[67]が入っている必要があった。むろんこれは原則であって、たとえば選人が規定の考數に達しても、擧主が足りず、次の任期内で揃った場合、どの時點で改官させるとか、進納出身の選人は十考で擧主が七人要るとか、「吏部條法」にはことこまかな令文や敕條が數多く採錄されている。また表でも明らかなように、迪功郎などでも、三考にみたぬのに奉禮郎や承務郎に改官され得る。しかし、將來の出世その他の條件からみると、考數が少く、下位から早く改官することが必ずしも有利とは限らず、選人改官の基本線は六考と擧主五人だったと考えて大過なかろう。

次に選人改官をめぐる薦擧制の推移にうつりたい。國初、ポストに餘裕があり、京官をどんどん登用できた時代は、四考と擧官四人で選人改官が行なわれていたようだが、[68]眞宗の大中祥符三年（一〇一〇）にはすでに三任六考の規定があらわれている。[69]この頃でも、選人の改官は薦擧によってはじめて可能だったため、孤寒の士は實力才能を持っていても、規定の擧主を揃えぬと京官になれぬ[70]と言われ、そうした弊害をなくすため、三任七考以上で歴任の閑私罪がなく、實績のある者は所屬をへて自陳し、テストによって改官する恩典もつけ加えられている[71]が、このような手續きで改官できた者は實際は少なかったろう。考任とともに、擧主の人數が五人に確定するのは史料的にはやや遲れて仁宗の天禧三年（一〇一九）に下る。[72]五人という擧主の數は、唐のそれを復活踏襲したものに違いない。[73]さらに、擧主の中にさきに述べた職司を含ませることや、擧主も被擧官も現任とするとりきめなど、以後宋一代を通じてみられる選人改官の法制は、眞宗末から仁宗初めに集中的に見られ、[74]制度が次第に固まってゆく姿をうかがうことができる。他方、擧主の側に目を轉じると、康定二年（一〇四一）、内外官が薦擧する幕職州縣官の年閑定額の設定が注意される（第四表）。[75]この條例では、ほかに、監司だけは

第四表　內外臣僚幕職州縣官薦舉歲額

中央	文臣	待制以上	3人
		知雜御史以上	2
		侍御史以下	1
	武臣	觀察使以上	3
		閤門使以上	2
		諸司使以下	1
地方		轉運使・副　提點刑獄	不限數
		知州軍／通判　升朝官以上(文)／內殿崇班以上(武)	3
		開封府推・判官	3

人數を限らないことと、中央の高級官僚でも、選人の薦舉に關與するものはそれほど多くはないことなども知られる。(76) ただ薦舉する人數が、單に幕職州縣官の奏舉とあるのみで、改官と關陞が區別されておらず、兩者を合した數か、どちらか一方だけか判然としない。しかし、數年のちに集大成された嘉祐年間の條格では、監司と知州について、選人の改官と、恐らく關陞の歲額が分けられていたと推測できる史料がある。(77) そして、次の神宗時代に入ると、關陞はまた、職官と縣令の薦舉に區分され、各路の大小、重要度に應じて、こまかく人數がきめられた樣子が知られる。(78) また哲宗の元祐元年（一〇八六）には、通判の選人薦舉數が、管轄する縣の數によってきめられる記事があらわれる。(79) 從って同じことが知州にも行なわれたとみて別に不自然でなかろう。このあたりで宋代の選人の薦舉制度はほぼ完成したといってさしつかえない。

話しを元に戻して、仁宗時代は選人を京官に遷すことをとりわけ重視したと言われる。(80) 改官の資格を具えた選人は、國都開封にやって來て、皇帝じきじきの引見にパスしてようやく京官への道がひらかれる。この場合、唐代の身言書判の任用試驗は、國初は存在していたが、やがて試判のみが殘り、これも形式化して、(81) 結局、皇帝自身の決裁だけが問題になる。科舉における殿試とともに、選人改官の際の引見も、宋代、皇帝と臣下を結ぶ精神的紐帶の一つの要素となったことであろう。仁宗が、改官の資格を持つ胡宗炎なる若者を引見した時、舉主が通常の三倍だったのに驚き、つけられた家狀をみると、翰林學士胡宿の息子とわかり、さらに一任（三年）待たせて、京官に改めることにした話しなどは、(82) 引見が形式的でなかった例證となろう。

いったい、引見される選人は、現任の幕職州縣官の任期がきたところで都にのぼるのだから、その時期はまちまちにな

る。國初、改官の人數が年閒數十人にすぎなかった頃は、選人が何人か集まると、一括して引見したようであり、[83] 仁宗の初年においてもまだ、引對を待つ者は旬日を超えなかったと言われる。[84] それが皇祐年閒以降になると、監司などの薦舉數を制限しても、なお六、七十人が引對を待ち、英宗の治平年閒に至って、遂に待次する選人は二百五十人に達している。[85] 時の御史中丞賈黯は、各官職において薦舉の定額をきめたため、逆に能否を問わず定額を充足させようとし、そこに希望者側の請託がからみ奔競が一般化したのだと述べているが、[86] 全體的な冗官問題の一つとして、選人改官の澁滯もやかましくとりあげられる。當面の對策としては、知雜御史や觀察使以上、あるいは通判の舉主をやめ、全體の舉官額を削減する一方、改官すべき選人は三人づつ一組（一甲）にして、五日に一回引對し、年閒百四十人が改官されるようはかられた。[87] 當然のことながら、引對の數を增してみても、京官になった選人がすぐにポストにありつけるわけではなく、結局のところ年閒の改官の枠を設け、それを目安に舉官の制限その他の措置を講ずるより仕方がなかったろう。[88] かくて元祐二年（一〇八七）、吏部侍郎孫覺の請に從って、はじめて改官數を年閒百人にするという敕令が發布され、[89] また紹聖年閒には一旦一月三回とかえられた引見を再び五日一回、さらには一甲を三人から五人に增やして、[90] やっと滯っていた選人を消化した。

さきにもふれたように、徽宗時代には、冗員冗官は破產寸前におちいり、とりわけ選人の增加が目立ち、幕職官のポスト添增、それに伴う薦舉定額のひきあげが行なわれた。[91] このため政和六年（一一一六）の改官數は三百七十人にのぼり、元祐の百人という定額は、李心傳が「のちに行なわれず」と嘆くように遵守されるどころではなかった。しかし南宋になると、改官の定額に關する史料が目立ち、その場合、元祐の百人という數がやはり一つの基準にされたことが知られる。その數は紹興年代の末では、少くて五十人、多くて九十人程度であったが、孝宗隆興元年（一一六三）百人となり、乾道、淳熙の頃は、これを中心に上は百二十人、下は八十人という線を上下していた。[92] ただ、こうした定額のほかに、捕盜や軍功による恩奬や、あとでふれる職事官改官と呼ばれる別枠があるため、[93] 實際の年閒改官數はずっと多くなるのが通例だった。

論點を改官引見から再び薦舉制の推移にもどしたい。南宋に至って中央官廳に勤務する選人の改官に關する記錄が目立

ってくる。北宋では、審刑院や大理寺など、法務關係の特別官廳を除くと、選人が任用される中央官署のポストは決して多くなかった。宋になって、著しく増加した財務官廳、所謂る倉場庫務の職員＝監當官も、京朝官、宦官と下級武官で構成され、選人は普通は除外されていた。京局は選人をもってこれとせぬと言い條、選人の數が著しく増えてくると、この原則は次第にくずれ、從って同時にその選人を改官させる時に問題が生じはじめる。(94) 本來、在京の選人は外路の監司は薦舉できぬという規定があり、選人改官に際し、五人の舉主のうち一人の職司を必要とするとの條文と抵觸することがその一つである。そこで、當該官署の長官が、舉主の中の職司として認められ、監司などと同樣に舉官の枠を持つようになってゆく。李心傳は『建炎以來朝野雜記』乙集卷十四に「職事官改官法」の一項を設け、樞密院編集官、祕書省正字、敕令所刪定官、大理評事、大理司直などを選人のつく在京職事官として數えているが、こうしたポストはほかにもたとえば、戶部に屬する贍軍酒庫の監官とか、工部の文思院、軍器所などの職員、六部架閣官(95)など少ない數ではなかった。南宋も末期に入った淳祐格にあげている、承直郎以下改官の歲額數(96)によれば、六部の尙書、侍郎は繁簡に應じて四―一員、宗正、大理、司農、太府寺と國子、將作、軍器各監の長官である卿と少卿らは二、三員、宰屬、樞屬と稱される中書門下省檢正諸房公事や樞密院都承旨など、中書、樞密の事務局長には一―三員のいずれも選人改官薦舉の員數が配當されている。

くりかえしになるが、選人薦舉で最も重要な役割を負うのは監司と守令であった。一口に監司といっても、南宋では、その本流とでもいうべき、轉運司（漕）、提點刑獄（憲）、提舉常平（倉）、安撫司（帥）のほか、路を單位とした行政にタッチにする多樣な官署もそれに包含されている。例えば、成都府路では、宣撫司、總領所、提學司、榷茶司、馬司などが、浙西路では、點檢贍軍激賞酒庫所、淮浙發運司、提舉百萬倉、圍田所、淮東總領、淮東糴事所といった具合である。(97)

「吏部條法」が詳細に傳える景定重定の淳祐格にもとづく、選人の改官と職官（從事郎）、縣令への關陞薦舉年額をまとめると、次のような表ができる（第五表）。このうち、當面問題としている選人改官の合計四百十七人のうち、漕、憲、倉、帥の本來の監司の推薦分は二百九十六人で、あとの百二十一人が監司格の舉主で占められている。一人の選人改官に必要

第五表　南宋監司歳舉選人定額表

	改官	從事郎	縣令
兩　浙	21	11	11
浙　東	11	7	3
浙　西	24	14	18
江東西	6	5	
江　東	39	15	29
江　西	20	11	20
福　建	21	9	20
荆湖南北	7	3	2
湖　南	19	9	17
湖　北	26	14	22
京　襄	13	8	11
兩　淮	14	7	2
淮　東	24	15	19
淮　西	17	10	11
廣　東	19	12	14
廣　西	22	12	11
成　都	53	31	23
潼　川	19	11	15
夔　州	20	10	9
利　州	22	12	19
	417	226	276

＊兩浙は浙東・浙西兩路にまたがって管轄する監司を意味し浙東浙西とは別枠以下同じ

＊江西の改官と利州の縣令に二年で一人という割當が別にある。

な舉主數は五人だから、四百十七人ではまだ改官年額の百―百二十人に達しないようにみえるが、舉主該當者は監司のほかにも多勢いる。大きなものとしては守令、つまり府州軍の知事で、『慶元條法事類』によれば、[98] 十五縣以上の六人を最高に、十一縣以上が五人、八縣四人、四縣三人、三縣以下二人、縣がなければ一人と決められていた。嘉定四年（一二一一）の四川の實際[99]に照すと、八縣以上二人、七―四縣は二年で三人、三縣以下は一人と半分に削減されているが、なお全國的にみればかなりの數にのぼることは間違いない。これらに現任、前任の宰相と執政に與えられた歳舉三人の枠、さきほどの六部、寺監長貳の枠、そして、捕盜、軍功の恩典あるいは臨時の薦舉などを加えると、年間選人改官は百人前後とうたっても、それは單なる目安かお題目にすぎず、實情はそれに何倍かする數が附け加わらざるを得ない。[100] 從ってそこには、あらゆる情實が横行し、その限りでは、舉官の法は大壞していると叫ばれるのもゆえなきことではない。しかし、三任六考に舉主五員の柱をたて、たとえば、罪を犯した場合はその度合に應じて考數、舉數を增すとか、あるいは考任數が

第六表　判司簿尉　薦舉遷轉表

	考數	舉主數	職　階
有出身	3	3	縣　令
	4	3	初等職官（知縣）
	4		初等職官
	6		兩使職官
無出身	4	3	縣　令
	6		初等職官
	7		兩使職官
攝官出身	6	3	縣　令
進納出身	6	4	縣　令
流外出身	3任7考	6	錄事參軍

加われば舉主數を減らしてゆくとか、一つ一つあげればキリのない條例が網の目のようにはりめぐらされつつ、最大公約數的な機能は十分果し得る選人改官の薦舉制ができあがっていたことも同時に認めなければならぬ。[101]

最後に改官とは別に、選人の中の下層ランク判司簿尉から、縣令、職司の上層ランクに昇進する關陞と薦舉についても一言ふれておきたい。制度のあらましは、「吏部條法」の「關陞撮要」と『宋史』職官志の薦舉の條に載せられている。第六表は『宋史』にもとづく北宋前半の規定である。細部に差異があるが、同じことを南宋の用語で説明すれば次のようになる。迪功郎（判司簿尉）のランクの進士出身の選人――實職でいえば州の司戶參軍など――に、三考と縣令枠の舉主三人で、從政郎――實職は縣令や錄事參軍――を與えるのが舉縣令であり、四考と職官枠の舉主三人で、從事郎――防禦・團練格の州の推官――を與えられるのが舉職官である。[102] これらの遷官は、通常の選人の昇進にくらべて、一段階か二段階をとびこす極めて有利な出世コースにほかならなかった。

判司簿尉の選人を縣令に薦舉する制度の存在は、仁宗のはじめごろから詳しく知られるようになる。當時は、任期にかかわらず、出身ある四考以上、廉潔勤直で贓罪、私罪の前歷のない者が舉主二人で近縣の縣令に薦舉され、さらに在任中の成績如何で、府州軍が上奏して幕職にのぼし、二期つとめて考が規定に達すれば改官させるようにきめられていた。[103] しかし、これでゆくと、最初の舉主二人だけで大過なくつとめれば、自然に京官が手に入るわけで、不公平の是正のためやがて各段階で舉主をつける修正が施された。[104] 恐らく、こうした動きのつみ重ねの結果、監司はじめ守令が薦舉する縣令の定額が仁宗の皇祐二年（一〇五〇）に至って出現する。それによれば、河北、陝西の轉運使、轉運副使の十二人、提點刑

獄の六人を最高に、廣南や四川などでは、轉運、提刑とも四人、開封の知府と各知[105]州は一人ときめられている。

この選人の縣令や職官への薦擧規定は、治平三年（一〇六六）の選人を京官に薦擧する歳額の三分の一は、令錄、判司簿尉を擧げて職官に充てるといった事例[106]からうかがえるように、選人改官の行詰り打開の一環としても整備されていったと推測されるが、さきに引用した史料[107]で明らかなように、神宗の熙寧年間には、その體系は完成し、それが以後、宋一代を通じて行なわれたと言うことができる。

三　武官の薦擧

さきの二章では全く言及しなかった武官の薦擧についても簡單に説明を加えておく必要があろう。武官の銓選は、諸司使と總稱される閤門祗候以上の高級武官の任用を扱う樞密院――のち審官西院から尚書右選にかわる――と、六使臣、小使臣と呼ばれる下級武官を對象にした三班院――のちの侍郎右選――が擔當する。從って、薦擧の場合も、文官が京朝官以上と選人に分けられるのと同樣に、諸司使以上と以下に區別するのが適當である。

ぜんたい、宋の武官の數は決して少なくない。三班院を例にとれば、眞宗の咸平年間以前は三百人程度にすぎなかった下級武官が、天禧には二千四百、神宗の熙寧になると一萬一千に達し、南宋では一萬五千[108]と、數字の上からは、侍郎左選の選人の數をやや下廻る程度で、それに尚書右選の三千八百人を加えると、文武官ほぼ同數といってもよい。その出自は雜多であるが、南宋の統計によれば[109]三歳一郊の奏補人、つまり恩蔭出身が壓倒的に多く、宗室と胥吏出身、軍功による任用や進納がそれについでいる。またその職務は、軍隊の指揮官もある程度はいたが、下級幕職官と巡檢や、中央、地方の財務關係の監當官が主であった。つまり、宋代の官僚制度の枠組の中で彼らの占める位置は決して無視できぬにもかかわらず、文官官僚、わけても科擧出身者を中核とする狹義の士大夫社會からは冷やかな目で見おろされ、武人であるから資質がよくないと、一元的に評價されるのが普通だった。薦擧の場合でも、三班使臣の被擧官には請託者が多いから、監押

や巡檢の職を二期つとめ、遺闕ない者を擧げるべきだ[110]といった史料がすでに宋初からみえるのもその反映である。ただ武官の薦擧は、必ずしも全國的かつ定期的に實施されてはおらず、地域や時代によって偏よりが顯著である。

やはり宋初の文官優先主義の影響か、太祖太宗期には、武官の薦擧についての史料がとぼしく、眞宗時代になって漸くそれがあらわれ始める。最初は、宰相以下の高級文官に、供奉官から殿直に至る下級武官のうち、武勇、謀略があって邊事を知る者を薦擧させる例が多く、擧主七人という數もみえる。[111] 仁宗の治世なかば、西夏との抗爭の頃から、陝西や甘肅方面の主兵官、知州などについて中央では文官の場合と同じく待制、臺諫官、地方では該地域の安撫、提刑らに、大使臣、小使臣を薦擧させる命令がくりかえされるようになる。[112] 冗官冗員といっても、利益の多い、うま味のあるポストに希望者が殺到するので、陝西の邊境や、廣南、四川の僻地の職務には希望者がない場合も稀ではない。[113] こうした不均衡の對策や特設官廳の人員增などの際には、人數を限らずに三班使臣を薦擧させることさえ行なわれ、[114] とくに、神宗以後、西方の經營が何度も進められるようになると、將帥や主兵官、新しく開拓された地方の知州などのため武官を薦擧せよという命が頻出している。

北方の金との緊張關係から、軍政にいっそうの神經を使わざるを得なかった南宋でもことがらは變らず、『慶元條法事類』には、侍從、兩省、臺諫は在任半年以上、帥臣、監司は到任同じく半年以上で、智略、武勇すぐれた將帥に堪える人材を二人、また年閒に親民官の差遣資格を備える大小使臣二人を薦擧せよとの令文があげられている。[115] このほか、觀察使以上の高級武階の者は、年閒三人を薦擧できたが、[116] その適性として、謀略沈雄、可任大計や、寬猛適宜、可使御衆といった十科目の推薦條件が設けられており、ここにも文官の十科擧士の影響をかいま見ることができる。官界における地位の上下はともかく、現實には下級武官の數は增加する一方である。このため選人の關陞に相當する規定として、主として文官官僚が、大小使臣、校尉を陞陟する薦擧格も整備されている。『慶元條法事類』によれば、それは、前宰相、執政が十人、安撫、轉運、提刑が二十人、提擧常平八人、知州六人、察訪擧官が十五人[117]と決して少い數ではない。そして薦擧を受

けた下級武官たちは文官の場合と同様に、各自の位階、差遣に應じ、また考任に從って、舉主を活用するわけだが、あまり煩瑣になるため、それについては本稿ではふれないでおく。

むすびにかえて

宋代の官員任用において、保舉制度は以上のように重要な位置を占めているため、その不正に對しては、こまかな取締り規則が用意されていた。[118] 薦舉に際し、舉主は、將來被舉官が贓罪あるいは私罪を犯せば、自らも連坐に甘んじる保證書＝舉狀を作って、被薦舉人の履歷、考課、家族調書などに添附しなければならない。[119] これを受けて中央では、記載事實に相違がないか調査を行なう建前であるが、とくに選人改官の場合は、刑部に前科の有無が照會されるほか、大理寺にも現在まだ奏斷されない罪犯があるかどうか問いあわせが出される。[120] ここで、もし不正が發覺すれば、當然舉主も罰せられるわけである。一方、被舉者が任官したのち、法律に抵觸した時は、私罪ならば、舉主は一等を減じ、公罪は二等を減じて罰せられる原則であった。[121]

むろん、このような罪犯は、極めて多種多樣であり、從って法規の方も、たとえば、被舉者が誤まって私罪を犯し、故違でないと認められれば舉主は連坐せぬとか、[122] 私罪でも杖以下は罰せぬとか、[123] あるいは被舉官がまだ改官轉官しない時點での贓罪は舉主は問われぬというように、[124] ことこまかく決められており、そうした條文を擧げていては際限がない。『長編』や『宋會要』の黜降官の部分をくっていると、失舉に坐して何官かを削られたり、あるいは上級のポストから下級の知州に左遷された事例を見つけるのに苦勞はしない。しかし、現在の我々の周圍でも往々にしてそうであるように、連坐で罰せられる者は氷山の一角にすぎず、それが高官になればなる程、いろいろな方法でもみ消される場合が通例であったろう。南宋の紹興のはじめ、宰相の趙鼎が薦舉した二人の人物が贓罪を犯した時に、高宗は、宰相を罷免するのは甚だ重事だと、いわば拒否權を發動してうやむやにしている。[125] それにも增して舉主連坐には合法的ともいえる逃道が作られていた。

それは被舉者が不都合な事件を起した場合、舉主が自分の方からそれを申し出れば、罪に問われない規定である。[125] この條文は北宋時代には一時適用から外されたようにみえるが、のちに復活され、[127] 南宋の史料では、「舉主も贓罪を犯した被舉官と同罪を與えられ、一見重い罰のようにみえるけれども、惡事が露見した時點で自陳すれば罪を免ぜられるからどうにもならぬ」、[128] といった記述があるところからも、舉主連坐の拔け穴として、それが廣く利用されていたことが知られる。そのほか、「命官が罪を犯して編配に至っても、舉主はただ常法で斷放され、あるいは恩赦で全免され、保任の法は全く懲戒なし」とか、[129]「京官を保任し、贓罪連坐の場合でも、近年では舉行することなし」、[130] というように、舉主連坐の條文の有名無實化を語る例は一、二にとどまらず、蔡京專制の元符から政和年間の舉官の奏狀の一部には、朝廷が擢用の後、贓罪を犯した時は、臣（舉主）が甘んじて同罪に當るという同罪の文字さえ消されていた[131] と言われる。

推薦制度が、それだけでは公平を期し難いことは今も昔も變りない。舉官の制度が銓選に廣範に採用され、それなりに意義を擔ったといっても、その最初から、有力な舉主にとって、それは自己の勢力や利權擴張のために有力な武器となったろうし、被舉官の方でも、奔競、請託という言葉で代表されるように、官界におけるこれも出世と利慾のため、あらゆる裏道工作を惜しまない。南宋の紹興末年、當時吏部侍郎だった洪遵は、選人が侍郎左選に來て改官する時、胥吏がそれにたかりかけ、僅かな落度があればケチをつけて賄賂をせしめようとすると述べたあと、舉主側のあの手この手の不正を列記する。たとえば、職官に舉げるべきを京官としたり、五人の薦舉額を十數人に水增ししたり、自分が職司でないのに職司と僞わり、一つの舉狀を二つに使い、[132] 被舉官を奏上しておきながら途中で事故と稱して他人にふりかえたり等々の事實がそこで指摘されている。

これなどは、法規を念頭においた不正行爲でまだしも罪が輕いと考えられるが、南宋になると、闕陞や改官の薦舉狀にそれぞれ高い値段をつけて賣買するような事態まで生じてくる。[133] 紹興末年、參知政事になった楊椿は、湖北の提刑時代、舉狀一枚を三百貫で賣っていたと糾彈され、ほぼ同じ頃の別の史料では、一紙五、六百貫に及ぶものがあるとしている。[134]

三百貫といえば、宰相クラスの一箇月の料錢額で、當時の平均官員の三箇月分の生活費に相當する。[133]「宰執の任にあった者は、毎歳選人を京官に擧げる枠を五人持っていた。淳熙年間に二人に減らされたが、全國の人材を薦擧できるため、有力者が爭ってその門におしかけ、たいてい知らぬ人物である。洪遵は下野ののち家居二十年の間に八十人の擧主となったが、まだ自分が間違った時自陳している。嘉泰年間以後は、宰執の薦擧は政府や言路の要求に從い、擧げる人物も知らず、甚しい時は、白紙の擧狀を人にわたすものまである」と李心傳は述べ、[134] 薦擧改官は法制としては惡いものではないが、士大夫が私意でもってこれを紊すのだという識者の言を援用している。[135] こうした弊害も、むろん事實に違いない。しかし、新しく確立した中央集權官僚制の運用にあたって、薦擧制度は、選人と京朝官、あるいは武官、また遷官と磨勘など、銓選の廣い分野で、時期に應じてさまざまに變化しつつ、全體として重要な柱としての役割を保持していたということができる。ここで概略を述べた薦擧制度が、各時期の權力集團の中で、實際どのように活用され、また士大夫階級の構成にどのように作用したかという問題が當然提出されるだろう。いまの私にはそれにすぐ答える用意はなく、將來の課題として殘し、そうした權力集團の編成と深くかかわる制度の提示だけにとどめておきたい。

註

(1) 梅原郁「宋初の寄祿官とその周邊」(『東方學報』京都四八、一九七五)。

(2) やはり銓選の重要な柱である「磨勘」(考課制度)について、古垣光一氏が最近いくつか專論を發表されている。「宋初の考課について―太祖・太宗時代の整備過程を中心として―」(『目白學園女子短期大學研究紀要』十、一九七四)、「宋眞宗時代磨勘の制の成立について」(『青山博士古稀紀念宋代史論叢』、一九七四)、「眞宗時代京朝官の磨勘の法について―特に沿革を中心として―」(『史朋』十一、一九八〇)。また內河久平「宋初の守選人について」(『中島敏先生古稀記念論集』、一九八〇)が最近發表され、本稿とも若干のかかわりを持つ。

(3) 官員の數字は改めて考察しなければならぬが、この概數は、北宋のものは、龐元英『文昌雜錄』卷六、南宋のそれは、李心傳『建炎以來朝野雜記』(以下『朝野雜記』と略稱)甲集卷十二、「天聖至嘉泰四選人數」と、乙集卷十四、「嘉定四選總數」によった。

(4) 「吏部條法」の解說としては牧野巽「永樂大典本宋吏部條法に

ついて」(『市村博士古稀記念東洋史論叢』一九三三)のほか、仁井田陞「永樂大典本宋代法律書二種」(『中國法制史研究』四所收)がある。

(5) 『新箋決科古今源流至論』別集卷七、舉主。國朝用人之法、一則曰舉主、二則曰舉主、視漢唐又遠過矣。

(6) 『宋會要輯稿』(以下『會要』と略稱)選舉二七―二、太平興國六年正月六日の、況今封疆盡闢、縣邑繁多、動皆缺員、歷年未補、銓衡則拘資敘而不擬、州郡則緣下吏以爲奸、(中略)與其循資而授任、不若校實以取材。という詔や、『續資治通鑑長編』(以下『長編』と略稱、丁數は浙江書局本)五四―一六、咸平六年五月乙未の、天下州郡長吏、審官皆據資例而授、未爲得人という劉綜の言の改良策として、いずれも奏舉があげられているのはほんの一例にすぎぬ。

(7) 關連する論文として、礪波護「唐代使院の僚佐と辟召制」(『神戸大學文學部紀要』二、一九七三)、愛宕元「唐代の鄕貢進士と鄕貢明經」(『東方學報』京都四五、一九七三)などがある。

(8) 手っ取り早くは陸游の『老學庵筆記』卷八が便利であろう。唐自相輔以下、皆謂之京官、言官於京師也、其常參者曰常參官、未常參者曰未常參官、國初以常參官預朝謁、故謂之升朝官、而未預者曰京官、元豐官制行、以通直郎以上朝預宴坐、仍謂之升朝官、而按唐制、去京官之名、凡條制及吏牘、止謂之承務郎以上、然俗猶謂之京官。なお錢大昕『十駕齋養新錄』卷十、升朝官京官もこれを引用して說明を加えている。

(9) 『長編』卷一五四―一四、慶曆五年二月乙卯の上言に、且待制以上僅五十人とみえ、元豐の官制改革後の統計では、ほぼそれに當る中大夫(正五品以上)の寄祿官を持つ者が八十三名を數える(『文昌雜錄』卷六)。

(10) 『長編』卷一四四―八、慶曆三年十月壬戌。詔曰(中略)、若朝官遷員外郎、須三年無私罪、而有監司若淸望官五人爲保引、乃磨勘遷郎中、少卿監亦如之、舉者數不足、增二年、遷大卿監諫議大夫、弗爲常例、悉聽旨、又定制監物務入親民、次升通判、通判升知州、皆用舉者、舉數不足、毋輒關陞。

(11) 李心傳の言は『朝野雜記』乙集卷十四の「建隆至元祐選人陞改學主沿革」や、甲集卷十二の「奏舉京官」などに分散してみえ、馬端臨は『文獻通考』卷三八の天聖六年の項で、時舉官擢人、不常其制(略)、各因時所求而薦焉(略)、自天聖後、進者頗多、物議患其冗、始戒近臣、非受詔、毋輒舉官。と言っている。

(12) 『會要』選舉二七―一一、乾德二年七月。詔翰林學士承旨陶穀等四十五人、於現任前任京官幕職州縣官中、各舉堪爲藩郡通判官一人、除官之日、仍列舉主姓名、如敢徇情、致其人不職、並量事狀輕重連坐。

(13) 『會要』選舉二七―四、淳化元年四月。詔、知制誥已上(『長編』卷三一、作尙書省四品、兩省五品以上)、每兩人、共於常參官內、保舉一人堪充轉運使副者、員外郎已上、每兩人、共於京朝官內、保舉一人堪充知州通判者、限兩月內、以名聞、仍令御史臺催督。

(14) 『會要』選舉二七の舉官の條だけでも、翰林學士等に常參官、京朝官らを薦舉させている例は、乾德五年三月、開寶三年四月、太平興國六年八月、七年八月、雍熙二年正月と數えあげられる。

(15) 『長編』巻一一一―六、開寶三年五月戊申。詔、諸州長吏、毋得遣僕從及親屬、掌廂鎮局務。『長編』巻二四―一二、太平興國八年八月甲辰。詔、諸道州府司理判官、比來、悉以牙校爲之、在其本部、必有親黨、自今、各於鄰近州府、選强明歷事者充。

(16) 『長編』巻五―一〇、乾德二年七月庚寅條。是れより銓選漸く倫ありといわれる。

(17) 『會要』選擧二七―六、淳化四年九月。詔、翰林學士承旨蘇易簡、給事中陳恕、左諫議大夫魏庠、寇準、右諫議大夫趙昌言、起居舍人知制誥呂祐之等、於幕職州縣官內、擧堪任京朝官者各二人、左司諫呂文仲等九十七人、於幕職州縣官內、擧堪充五千戶已上縣令者各二人。なお、宋では、選人乃至武官が縣知事になる場合は縣令、京官以上が任につけば知某縣事、つまり知縣と呼びならわす（王得臣『麈史』巻上、趙升『朝野類要』巻二）。

(18) 詳しくは古垣氏（註(2)）の第一論文參照。三班院の設置は雍熙四年七月庚辰、京朝官と幕職州縣官の考課院が置かれたのはそれに五年遲れた淳化三年十月戊寅。習年二月丙戌、京朝官考課院が審官院として獨立し、五月には幕職州縣官考課院が流內銓に歸せられた（『玉海』巻一一七）。

(19) 『長編』巻四八―一二、咸平四年四月壬子。審官院初引對京朝官於崇政殿、選秩有差、京朝官磨勘引對自此始、上既用孫何耿望等議、罷郊祀進改、乃命審官、考其課績優劣、臨軒黜陟之。なお古垣氏第二論文（註(2)）參照。

(20) 『會要』選擧二七―一〇、大中祥符三年正月。詔、內外官所擧幕職州縣官、並須經三任六考。同、選擧二七―一二、大中祥符五年六月。（前略）自今、京常參官二員、共擧幕職州縣官一員、充京官者聽。これについて、『朝野雜記』乙集巻一四、「建隆至元祐選人陞改擧主沿革」で李心傳はそれぞれ、限考受薦と擧主用兩員はこれより始まるとする。ただし選人改官の擧主が五人にきまるのはもう少しのちになる。

(21) 『會要』選擧二七―一〇、大中祥符三年四月。詔（前略）、自今每年終、翰林學士已下常參官、同擧外任京朝官・三班使臣・幕職州縣官各一人、明言治行堪何任使、或已自諳委、或衆共推稱、至時、令閤門御史臺計會催促、如年終無擧官狀、卽具奏聞、當行責罰。

(22) 前註の續き。並令中書置籍、先列被擧人名銜、次列歷任功過及擧主姓名、薦擧度數、一本留中書、一本常以五月一日進內次年籍內、係計向來功過、又薦擧度數。

(23) 『朝野類要』は、都堂奏差者（巻三）と定義する。その宋における沿革は、『新箋決科古今源流至論』別集巻六にまとめられているものが便利。また堂除と吏部常調の關係を呂陶は次のように說明する。『長編』巻三七〇―二八、元祐元年閏二月。陶又言、伏謂、朝廷差除之法、大別有三、自兩府而下至侍從官、悉稟聖旨、然後除授、此中書不敢專也、自卿監而下、及已經進擢、或寄祿至中散大夫者、皆由堂除、此吏部不敢預也、自朝議大夫而下、受常調差遣者、皆歸吏部、此中書不可侵也、法度之設、至詳至密、所以防大臣之專恣、革小人之僥倖也。

(24) 『范文正公政府奏議』巻上、「答手詔條陳十事」（『長編』巻一四三―一、慶曆三年九月丁卯）。（前略）一曰明黜陟、（中略）我祖宗朝、文武百官、皆無磨勘之例、惟政能可旌者、擢以

不次、無所稱者、至老不遷、故人人自勵、以求績效、今文資三年一遷、武職五年一遷、謂之磨勘、不限內外、不問勞逸、賢不肖並進、此豈堯舜黜陟幽明之意耶。

(25) 前註の續き。二曰抑僥倖、（中略）自眞宗皇帝以太平之樂、與臣下共慶、恩意漸廣、大兩省至知雜御史以上、每遇南郊幷聖節、各奏子充京官、少卿監奏一子充試銜、（中略）假有任學士以上官、經二十年者、則一家兄弟子孫、出京官二十人、仍接次陞朝、此濫進之極也。なおこの問題については、拙稿「宋代の恩蔭制度」（『東方學報』京都五二、一九八〇）でその概略にふれた。

(26) 前註の續き。四曰擇官長、（中略）今之刺史縣令、卽古之諸侯、（中略）今乃不問賢愚、不較能否、累以資考、陞爲方面、懦弱者不能檢吏、得以蠹民、強幹者惟是近名、率多害物、邦國之本、由此凋殘。

(27) 第四の官長を擇ぶ具體案としては註(26)の續きで次のように提案されている。臣請特降詔書、委中書樞密院、且各選轉運使提點刑獄共十人、大藩知州十人、委兩制、共擧知州十人、三司副使判官・同擧知州五人、御史臺中丞知雜三院・共擧知州五人、開封知府推官共擧知州五人、逐路轉運使・提點刑獄各同擧知州五人・知縣縣令共十人、逐州知州通判・同擧知縣縣令共二人、得前件所擧之人、擧主多者、先次差補、仍指揮審官院・流內銓、今日以後所差知州・知縣・縣令、並具合入人歷任功過・擧主人數、聞奏、委中書看詳、委得允當、然後引對。

(28) 註(24)については、十一月壬戌施行、註(25)については十一月丁亥減任子、(26)は十月丙午施行と、いずれも『長編』卷一四三の割註に書き添えられている。

(29) 註(10)に既出。

(30) 寄祿官、同時に九品の位階の昇進が遷官と呼びならわされるに對して、實職つまり差遣にあっても、資序と名づけられる昇進段階ができていた。それは各種監當官、知縣、通判、知州、提刑、轉運、三司判官とならび、その昇進を關陞と呼ぶ。通判や知州などには、第一任の資序とか第二任の資序という區分があり、たとえば監察御史には第二任の知縣以上、殿中侍御史は第一任通判以上を任用するといった具合に、遷官とは別の資格の基準となる。宋代の銓選では、この資序がまた一つの柱となっていたわけで、これもやはり眞宗末年にはほぼ制度的に固まっていたと考えられる。

(31) 『永樂大典』卷一四六二八、「吏部條法」關陞門。なお同じ部門の「關陞撮要」には、知州以上の資序についても法文が列記されている。

(32) 『長編』卷一四八―一六、慶曆四年四月丁巳。表の官職名は必ずしも原文のままとは限らない。たとえば、最初の部分は原文では三司、丞郎、給諫以上となっている。丞郎とは、唐では左右丞と六曹侍郎だが、宋代では左右丞以上尙書までも含む場合と兩制を指す場合がある（『老學庵筆記』卷六）。どちらにせよ當然兩省待制以上に含まれるため、表では省略してある。

(33) 『長編』卷三八六―五、元祐元年八月辛亥。監察御史上官均上言、極論官冗之弊、（中略）或吏部左右選用闕・京朝官及大小使臣、大率一年以上、選人須及二年以上或三年、而闕次之遠

者、莫如選人、大抵一官之闕、在任與夫已授而又擬之者、凡三人、故自得替、如不該移今待試法之中否、須近一年、而後擬差、必待闕三年而後就職、七年之間、方成一任、京朝官待次幾一年而得差遣、待闕一年、然後就職、五年之間、方成一任。なお一官の闕に初授、已替、見任の三人がいるようになった例は、『長編』巻二〇八―四、治平三年五月甲子にすでにみえる。

(34) 『長編』巻二一一―一一、熙寧三年五月丙午。翰林學士承旨王珪等言、英宗時、文臣磨勘、已展爲四年。

(35) 『續資治通鑑長編拾補』巻三、熙寧元年六月。先是、諫官言、選人到銓磨勘者、衆爲壅併、遂至稽滯（中略）、己未、詔、諸道州府軍監長吏、奏舉選人、更不裁減外、其通判奏舉選人、並令權罷。こののち、元祐の舊法黨時代、通判の選人薦舉が復活（『會要』選舉二八―一五）したが、紹聖に入ると再びやめられ（『會要』選舉二八―二六）、以後通判が舉主になることはなかったようである。

(36) 『會要』選舉二八―六、熙寧二年七月十七日。詔、兩府臣僚初入、準例舉官三員、今後更不施行。

(37) 『文獻通考』巻三十八。熙寧二年。御史乞罷堂選知州、曾公亮執不可、帝曰、精擇判審官人、附之、何爲不可、王安石曰、中書所總已多、通判亦有該堂選者、徒留滯、不能精擇、歸之有司、宜也。ただ、堂除は原則として即闕のポストであり（『長編』巻四四五―一二、元祐五年七月の蘇轍の言）、その削減は終始論議を呼んだ。その結果を呂陶は、恭惟神宗在御、深究其弊、凡堂選奏舉之類、並悉罷去、以示大公之道。（『長編』巻三七〇―二八）と要約し、また、『長編』巻三二〇―一一、元豐四年十一月戊申には、堂選、堂占悉く罷むとの詔敕を記載する。だが、元豐八年八月には、早くも知州、通判、知縣など六十闕あまりが再び中書に歸し（『長編』巻三七〇―二八）、元祐二年八月には、知州軍闕百四を堂除に、九十八を吏部に割ふっている（長編巻四〇四―九）。堂除知州が要地、大州を占めていたことはいうまでもなかろう。

(38) 審官西院の設立とその間の經緯は『長編』巻二一一―一七、熙寧三年五月丁巳にくわしい。

(39) 『會要』選舉二八―一三、元豐四年七月二十八日。詔、內外官司舉官悉罷、令大理卿崔台符、同尚書・吏部審官東西・三班院、議選格（『長編』巻三一四―一二）。この選格は元豐五年五月一日をもって正式に行なわれた新官制のためのものであったことはほぼ間違いない（『長編』巻三二五―一〇、元豐五年四月甲戌）。

(40) 『文獻通考』巻三八、元豐五年の條の末尾。按罷諸司之薦舉、付銓選於吏部、此熙寧所定之法、蓋所以示至公、而絕倖門也。

(41) 『長編』巻三八二―三、元祐元年七月辛酉。

(42) 『長編』巻四一七―四、元祐三年十一月甲寅。右正言劉安世言、臣伏見、朝廷立法、內外臣僚保薦之員、歲有定數、而兩制侍從以上又得用十科之目、使之引類、其於求才之道固已備矣。

(43) 『會要』選舉二八―二二、元祐三年閏十二月十二日。詔、文臣監司、武臣路分都監以上、不許奏舉充十科。

(44) 『長編』巻四二七―一八、元祐四年五月壬辰。三省言、太中大夫以上、每歲以十科舉士、近據所舉到官、多不係現在任人、

盧致游謁奔競、有傷風教、詔應所舉十科、除草澤外、其餘並須舉見任及資序應格人。

(45) 具體的な人名としては、蘇軾と傅堯俞が推薦した、文學者として名高い徐州の布衣陳師道（后山）が知られる（「東坡奏議」巻三、薦布衣陳師道狀）。

(46) 『長編』巻四七一―四、元祐七年三月己丑。頃司馬光建請、侍從之臣、以十科舉士、今其法雖存、徒文具耳。

(47) 『會要』選擧二八―二五、紹聖元年閏四月二日。詔、罷十科舉士法、從殿中侍御史井亮采請也。

(48) 『會要』選擧二九―二五、紹興三年九月五日。ただし部分的にはそれより早く紹興元年に實施されたことが知られる。

(49) 『慶元條法事類』巻十四、薦擧門、十科。

(50) 『會要』選擧三〇―三、紹興二十六年四月二十四日。

(51) 『會要』選擧三〇―六、紹興二十九年五月十六日。

(52) 『會要』選擧二八―三三、崇寧四年五月十八日。詔、令待制已上侍從官、各擧蒞事敏明、操修平允、公私兼濟、利澤生民者、官各二人、具行實以聞、奏令中書省注籍、每季一次考擧、被擧多者、具職位姓名及合入資序、取旨。のような詔が『會要』にならべられている。

(53) その詳細な內容は『續資治通鑑長編紀事本末』巻一二五、官制にのせられている。これに伴なう各路監司に增添された薦擧員數一覽が、『會要』選擧二九―二、政和三年二月五日にみえる。

(54) 『會要』職官七一―二九、靖康元年九月二十三日。（前略）童貫昨奉使陝西兩浙、每一狀、所薦不下數十人、旣無考第、又無擧主、端坐州縣、且未嘗親戰陣之事、不因苞苴餽送、必其僕隷與之爲地、遂例得改合入官。

(55) 『會要』選擧二九―一九、建炎三年二月十六日。詔、兵火之後、闕員甚多、許侍從及寺監長貳・郎官以上、限兩日、擧有才術士大夫二人、故事、惟侍從官以上薦士、不及郎官、上特令薦之。

(56) 『會要』選擧二九―二八、紹興七年閏十月十一日。上謂輔臣曰、朕思、今日安民之要、無若擇監司郡守、可令侍從官不限員數、擧可以爲監司郡守者、中書省置籍、遇有闕、卿等共議差塡、朕亦當書之屛風、置諸左右、以時揭貼。

(57) 衣川強「秦檜の講和政策をめぐって」（『東方學報』京都四五、一九七三）。

(58) 『會要』選擧三〇―三、紹興二十五年十二月二日、同二十六年二月十五日の條。

(59) 『會要』選擧三〇の擧官には、乾道年閒まで每年あるいは隔年にそれがみえ、淳熙年閒のものは『中興兩朝聖政』の巻五四、五九などに散見する。なお、『會要』選擧三〇―九、紹興三十一年二月十八日の、詔、侍從・臺諫・監察御史、薦擧人才二員、帥臣・監司荐擧人才一員。とある史料は才を歲ごとにと讀むか人材と讀むかによって解釋が分れる。『繫年要錄』巻一八八では略文で、參考にならない。

(60) 『文獻通考』巻三八、蘇軾策別曰、國家取人、有制策、有進士、有明經、有諸科、有任子、有府史雜流、凡此者雖衆無害也、其終身進退之決、在乎召見改官之日、此尤不可以不愛惜愼重者也。

(61) 『會要』職官一一―三三、紹興二年四月二十五日。臣僚言、選人用舉主磨勘改官、在吏部法最爲嚴密、毫釐之差、輒遂報罷。また『會要』選舉三〇―二、紹興二十二年七月九日には、方今、朝廷清明、吝惜名器、士夫改秩、祇有薦舉一路、舍此則老死選調而無脫者などとも言われている。

(62) 『朝野雜記』甲集卷十二、「天聖至嘉泰四選人數」。

(63) 『會要』選舉二の貢舉、進士科の記載による。

(64) 『朝野雜記』乙集卷十四、「嘉定四選總數」。

(65) 梅原註(1)論文。

(66) 『永樂大典』卷一四六二八、「吏部條法」改官門、「改官撮要」。應承直郎至修職郎陸考、迪功郎柒考、有改官舉主伍員、內職司壹員、與磨勘、依格改合入官、歷拾貳考以上、減常員舉主壹員、歷拾伍考以上、減職司舉主壹員。

(67) 手近な説明としては、吳曾の『能改齋漫錄』卷二に、本朝官制、由監司而稱職司、如提點刑獄・轉運副使之類があるが、『會要』選舉三〇―二二、乾道七年九月二十八日の詔では、舊法、稱職司者、謂轉運使・副・提點刑獄、及朝廷專差宣撫・安撫・察訪と定義している。

(68) 趙彥衞『雲麓漫鈔』卷四、國初壬子、進士甚鮮、內而侍從官常參官、外而監司守倅、背得薦舉、歷任及四考、有舉官四員、許改官。また註(84)の賈黯の上奏中に、天聖中、法尚簡、選人以四考改官の語がみえる。

(69) 『會要』選舉二七―一〇、大中祥符三年正月。詔、內外官所舉幕職州縣官、並須經三任六考。念のためつけ加えれば、原則としては一任三年、その各年が考なのだが、任期にも職種によって二年、あるいは三十箇月、滿三年と種類があり、また計算上二年半を一任、五年を二任としたりもする。さらに一任三年づつとそのポストにいて任滿成資となれば問題ないが、丁憂、罪責、差出などによって本來の職を離れる、あるいは延長する場合など、本人もその後任者も任期計算が複雜になる。そこで考が計算の重要な要素となってくる。

(70) 『長編』卷七九―五、大中祥符五年十月丁巳。(前略)舊制、選人皆用奏舉乃得京官、而士有孤寒不爲人知者。

(71) 『會要』選舉二七―一〇、大中祥符三年四月の條。

(72) 『會要』選舉二七―一七、天禧三年十月。中書言、羣臣舉幕職州縣官、充京朝官者、欲俟舉主及五人、卽以名聞、庶懲濫進、從之。

(73) 『新唐書』卷四五、選舉志。(前略)選人應格(中略)、其以時至者、乃考其功過、同流者五五爲聯、京官五人保之、一人識之。

(74) 『長編』卷一〇二―一〇、天聖二年六月戊寅。監察御史李紘言、(中略)所舉官須見在任者、舉主但有轉運・制置發運・提點刑獄・勸農使・副使兩人、便與依例施行。李心傳は、非通判以上、不得舉官、非現任屬吏、不得受薦、及舉主須用職司、皆自此始としている(『朝野雜記』乙集卷十四、「建隆至元祐選人陞改舉主沿革」)。

(75) 『會要』選舉二七―二六、康定二年六月二十九日。但しこれは『長編』卷一一九―四、景祐三年八月甲寅の吏部の詳定をうけて檢討の結果出されたもののようである。なお康定二年は十一月に慶曆と改元された年である。

(76) 前註の『會要』に在京文臣、除知雜御史已上、武臣觀察使已上、每年許舉二人外、其餘常參官、更不許舉官。とある。

(77) 『會要』選舉三〇—五、紹興二十八年十月二十一日。（前略）紹興元年十一月、以副使徐康國奏請、特令每歲、權依嘉祐條格、添舉改官三員。

(78) 『會要』選舉二八—九、熙寧四年十二月八日。ここに記された十六路提點刑獄の薦舉歲額を表示すれば次のようになる。

路名	改京官	職官	縣令
京東・京西・河東・淮南	7	3	5
兩浙	6	3	4
成都・梓州・江東・江西	5	3	4
福建・利州・荊南・荊北・廣東・廣西	4	3	2
夔州	3	2	2

(79) 『長編』卷三七九—一七、元祐元年六月己亥。左司諫王巖叟言、新制、諸州軍通判、每年許舉選人一名、幕職州縣官改官、判司簿尉充縣令、闕舉、然郡府有小大、不可無等殺、請分州軍爲三等、十邑以上歲舉三人、改官・職官・令各一、五邑以上歲舉二人、令一、改官・職官互舉一人、五邑已下如新制、無邑者不舉、從之。なお知州のそれが仁宗中ば以降に存在したことは註(64)の賈黯の上奏に知州薦吏視縣邑多少、裁定其數。とあることによって推定される。

(80) 『文獻通考』卷三八、仁宗朝、尤以選人遷京官爲重、雖有司引對、法當與、帝亦省察其當否、乃可之。

(81) これについては、別に考察しなければならぬが、さしあたっては、『文獻通考』卷三八の議者以身言書判、爲無益、乃罷之、而試判者、亦名文具、因循、無所去取。をあげるにとどめる。史料の多くは『會要』選舉一〇の試判に集められている。

(82) 朱弁『曲洧舊聞』卷一、昭陵（仁宗）謹惜名器、而於改官之法、尤軫聖慮、胡宗炎以應格引見、上驚其年少・舉官踰三倍、最後閱其家狀云、父宿見任翰林學士、乃歎曰、寒畯安得不沈滯、遂降指揮、令更候一任、與改合入官。この話しはほかに『萍洲可談』卷一にもみえる。

(83) 皇帝の選人引見は、次のような手續をへて行なわれる。『會要』選舉二四—一〇、景德二年九月。詔流內銓、依審官院例、前一日、具選人歷任進內、次日引對、舊制、每選人赴調、卽檢勘歷任功過幷出身以來事迹、至便殿引對日進呈、帝親閱而甄擢之、至是、特令預先進入、且欲詳觀其能否。また引對の人數については、『長編』卷六六—九、景德四年八月辛丑。詔、審官・三班、引對京朝官・使臣、不得過三人、京朝官差遣不得過五人、使臣差遣及吏部銓選人、各不得過十人があげられる。

(84) 『長編』卷二〇四—二一、治平二年四月辛丑。（前略）先是、御史中丞賈黯言、（中略）時磨勘改官者、歲才數十人、（中略）然磨勘應格者、猶不越旬日引對、未有待次者。

(85) 前註の『長編』。（前略）吏部奏舉磨勘選人未引見者、至二百五十餘人、（中略）皇祐中、始限監司奏舉之數、其法益密、而磨勘待次者、已不減六七十人。

(86) 註(83)の續き。向也法疏而其數省、今也法密而其數增、此何故哉、正在薦吏者歲限定員、務充數而已、如一郡之守、歲許薦五人、而歲終不滿其數、則人人以爲遺己、當舉者避謗畏譏、欲止

不敢。

(87) 『長編』卷二〇八―四、治平三年五月甲子。同判流內銓蔡抗言、（中略）今將南曹逐年舉狀約一千九百員、被舉者既多、故磨勘者益衆、朝廷雖於引對之際、限以班次、然內外舉官之數、未嘗略有裁損（中略）、詔、在京文臣知雜御史以上、武臣觀察使以上、每歲舉幕職州縣官、充京朝官二人、今後並罷。通判については註(63)に既出。

(88) その間の經過は『文獻通考』卷三八にまとめられている。先時、選人應改官、必對便殿、舊制五日一引、不過二人、其後待次者多、至有踰二年、乃得引、帝憫其留滯、至元豐四年、乃詔、每甲引四人、以便之。（中略）紹聖元年、右司諫朱勃（中略）又言、選人改官、歲限百人、而元祐變法、三人爲甲、月三引見、積累至今、待次者亡慮二百八十餘人、以數而計、歷二年三季、始得畢見、請酌元豐令、增損之、詔、依元豐、五日而引一甲、甲以三人、歲毋過一百四十人。これによると五日一甲三人の引見は元豐官制改革とも關連するかと想像され、またこんな制度でも新法派と舊法派によって變更されていたことが知られる。

(89) 『長編』卷三九五―一九、元祐二年二月己亥。詔吏部、選人改官、每歲以百人爲額、從侍郎孫覺請也。

(90) 『會要』職官一一―二四、紹聖元年閏四月八日。王栐『燕翼貽謀錄』卷五、「選人改官」の項。紹聖三年、吏部乞、以每甲五人引見不拘數、是歲有三百餘員也。

(91) 『文獻通考』卷三八、政和七年の臣僚の上言。政和六年鄭恩奏補約一千四百六十有奇、選人改官約三百七十有奇とある數字が、『會要』職官一一―二八、政和七年十二月二十七日の條では、約三千七十有奇と一桁違っている。とりあえずここでは三百七十の方をとっておく。

(92) そうした數字を表示すれば次のようになる。

選人改官額　朝野雜記甲集卷12

年	次	人數
紹興	20	88
	25	68
	39	74
	31	50
	32	113
隆興	1	100
乾道	3	120
淳熙	7	80
	13	100

(93) 『朝野雜記』甲集卷一二の「選人改官額」でも、捕盜及職事官、皆不在數と定額外に扱っている。なお酬奬による改官の規定の早いものは『長編』卷二九〇―一五、元豐元年七月丁酉條にみられる。

(94) 『會要』選舉三〇―二二、乾道七年九月二十八日。宰執進呈、六部長貳等歲舉改官人、皆是後來許依職司收使、今合依舊法、上曰甚好、梁克家奏曰、在京選人、無外路監司薦舉、若六部長貳、又不許作職司、必不得改官、上曰、舊法既然、當使人從法、不可以法從人、虞允文奏曰、舊法承務郎以上、謂之京官、則京局不以選人爲之、故六部長貳不作職司、亦可、今皆用選人、後來磨勘不行、必重申陳、却須更改、上曰、此事續議施行。

(95) 『會要』選擧二九―二八、紹興九年七月七日の條。以下十一年九月三十日、十二年五月一日など事例は多い。また六部架閣官については『朝野雜記』乙集卷十三に項目をたてて説明している。

(96) 『永樂大典』卷一四六二七「吏部條法」薦擧門。

(97) 前註と同じ部分の記載による。

(98) 『慶元條法事類』卷一四、「改官關陞」の薦擧格。

(99) 『朝野雜記』乙集卷十四、「四川擧削倍改官之額」。

(100) 南宋になると、薦擧の弊害を叫ぶ聲が北宋より遙かに多くあらわれる。『會要』選擧三〇―一一、紹興三十二年十月九日の、自來選人改官、用前執政及在內所隸長貳、在外監司守臣荐擧、比來習俗奔競、擧官之法大壞などというのはほんの一例にすぎぬ。

(101) 『會要』選擧三〇―二、紹興二十二年七月九日。（前略）法誠祖宗之法、不知入流寖廣、數倍加於祖宗之時也、今欲取考第員數增減、以便之、增一任者減一員、九考者用四員、十二考者用三員、十五考者用二員、若二員則保擧之古法、不可減也。

(102) 『永樂大典』卷一四六二八、「吏部條法」關陞撮要。應迪功郎、有出身參考、無出身四考、有縣令擧主參員、與關陞縣令、循入從政郎。應迪功郎、有出身參考、無出身肆考、有職官擧主參員（謂從事郎）、與關陞職官知縣、入從事郎。

(103) 『會要』選擧二七―二四、天聖七年十月。詔、諸路轉運及知州軍監朝臣、并內殿崇班已上、於見任判司簿尉中、不以任數、有出身四考已上、廉勤幹濟、無贓私罪、堪充縣令者、除轉運使不拘人數外、其知州軍監、各同罪保擧一人、如未有人可擧、亦許審細察訪、續次並以聞、卽不得保擧親屬、其得替常參官、不在擧限、有兩人奏擧、卽送銓司、於縣令員闕處、就近移注、如在任無贓罪、其公私罪情理稍輕、及能區決刑獄、不至枉濫、催理稅賦、不致追擾、本州府軍監具請（?）實理迹聞奏、得替日、與職事官、再令知縣、如考滿、依前無贓罪、雖有公私罪、情理不至重、及有上件理迹、候到闕、引見、特與京官。なお『燕翼貽謀錄』卷五、「擧縣令」にも參考記事がある。

(104) 『文獻通考』卷三八、御史王端以爲、法用擧者兩人、得爲令、爲令無過譴、遷職事官知縣、又無過譴、遂得改京官、乃是用擧者兩人、保其三任也。（中略）乃定令、被薦爲令、任內復有擧者、始得遷、否則如常選無輒升補。

(105) 『長編』一六八―一三、皇祐二年六月庚午。

路名	轉運使副	提刑
河北・陝西	12	6
河東・京東・京西・淮南	10	5
兩浙・江東・江西・福建・荊南・荊北	4	4
廣東・廣西・益・梓・利州		
夔州	4	3

これに六路制置發運使と副使の6、開封府界提刑3、知開封府と諸州府軍監の各1名が加わる。

(106) 『會要』選擧二八―三、治平三年四月。詔（中略）歲擧選人充京官者、自今以三分之一、擧令錄・判司簿尉、充職官。

(107) 註(78)參看。

(108) 『朝野雜記』乙集卷十四、「咸平至嘉定侍右員數多寡」。

(109) 『朝野雜記』乙集巻十四、「嘉定四選總數」。

(110) 『長編』巻八七―一七、大中祥符九年八月丙申。上封者言、近者、文武羣官所舉三班使臣、多非素諳才器、但受請囑、到闕之後、章薦交上、頗非國家擇才之旨、望自今、見任知州・通判・本路鈐轄・都監・諸司使副以上、乃得發奏所舉之人、須經兩任監押・巡檢、無遺闕者。

(111) 『會要』選舉二七―九、景德四年六月、同二七―一二、大中祥符五年七月など。

(112) そうした事例は『會要』選舉二七以下にならんでいるが、それらをとり纒めたような規定が、治平元年九月二十三日の條にみられる。詔、文臣自待制已上、及三司副使・御史・知雜・三院御史・諫官、外任安撫・鈐轄・轉運使副・提點刑獄、武臣自正任已上、及右職・横行使副・諸路路分鈐轄・沿邊安撫、並許奏諸司使已下至三班使臣、堪充將領、及行陣任使、內知雜已上、及正任横行使、并權路分總管、並許奏舉二人、餘並一名、除已係將領任使、并曾犯入已贓徒已上、及親屬不舉、所舉之人、只是將領及行陣戰鬬、不如所舉、卽坐舉主之罪外、有他犯不坐。

(113) 熙寧三年八月に、四川、廣南、福建の各路では、堂除知州を除き、いちいち國都に往復せず、各轉運使が中心となって任用を行なう七路（八路）定差の法が開始されたのも、不均衡是正の意味を持っていた（『長編』巻二一四―二一、熙寧三年八月戊寅、『文獻通考』巻三八の御史上官均の定差不便の上言）。

(114) 『會要』選舉二八―一二、元豐元年五月二十一日。提舉茶場李稷言、三路三十六場、大小使臣殆及百員、乞不限員數、舉三班使臣、從之。あるいは『會要』選舉二九―二、政和二年八月二十九日には、元豐材武格內一項、保舉沿邊重難任使、從來未曾立定所舉員數といった史料もある。

(115) 『慶元條法事類』巻十五、選舉門、「舉武臣」の薦舉令。

(116) 前(註)と同じ項目內の薦舉格。曾立軍功觀察使以上、不以在任閒居、各隨類、指陳實蹟薦舉、每歲許舉三人。

(117) 巻十四、選舉門、「陞陟」の薦舉格。『永樂大典』巻一四六二七、「吏部條法」薦舉門の淳祐格もほぼ同じだが、ほかに在京通用路として、六曹侍郎もしくは待制以上は大使臣五人、小使臣四人、寺監長貳以上が二人と四人、六曹員外郎以上が一人と二人、觀察使以上は大使臣、小使臣各四人がつけ加えられている。

(118) 『慶元條法事類』巻十四、薦舉總法にあげる職制敕の各條はその一部にすぎない。

(119) 薦舉に際する手續はことこまかく決められている。その法規は「吏部條法」にも數多く載せられているが、本稿では殆んどそれに觸れなかった。宋初の極く總論的な史料を一、二あげると次の通りである。『會要』職官二七―六、淳化四年閏十月二日。詔、今後、文武臣僚、轉運使・副使・知州・通判等、准敕舉官、（中略）並須具逐人歷任勞績過犯、件析以聞、如經磨勘覆問不同、當罪舉主。同、淳化四年閏十月四日。詔曰、（中略）自今、中外官所有論薦、并須列所舉官爵鄉里、及履歷殿最、件析以聞、不得有隱。

(120) 『會要』職官一一―九、天聖二年正月。吏部南曹言、選人磨勘、例問刑部有無過犯、定奪公私罪名、又恐其閒曾有負犯、或奏按在大理寺、未經奏斷、卽刑部無由得知、自今、更乞會問大

理寺、從之。

(121)『會要』選舉二七―三、太平興國七年六月。詔、（中略）自今、文武常參官、所保舉人有罪連坐者、犯私罪、無輕重、減一等論、公罰卽減二等論、仍著爲令。

(122)『會要』選舉二七―一三、大中祥符五年八月二十二日。詔、應保舉官、有誤犯私罪、非故違者、自今、勿連坐舉主。

(123)『長編』卷九一―一〇、天禧二年四月。詔、自今、命官犯贓、不以輕重、並劾舉主、私罪杖以下、勿論、從判大理寺李虛己之請也。

(124)『長編』卷一〇一―四、天聖九年九月辛巳。詔、所舉官未改轉、而坐贓者、舉主免劾。

(125)『會要』選舉二九―二七、紹興五年八月六日。臣僚論列趙繼之・趙不愚犯贓、趙鼎以當薦此二人、乞解機務、上顧鼎曰、事有輕重、卿薦士之失甚輕、而朕之寵相甚重、不從。

(126)『會要』選舉二七―五、淳化四年五月一日。詔曰、向者、上命有無、各舉所知、其有外寬內深、先廉後黷、脩飾邊幅、初刻意以取容、汚染脂膏、或中道而改節、既革面之可畏、信知人之爲難、敗政聿彰、從坐斯及、有位之事、在責實以宜然、中庸之材、亦求備而非允、特申明詔、用示至公、自今、內外官、所保舉內、有改節爲非者、並許舉主陳首、免其罪。

(127)『會要』選舉二七―二〇、天聖二年八月の福建提刑王耿の上言では、舉官保舉の後、本人の貪濁をみても、陳首を許さないのは不都合であるとその改正を求め、認可されている。ところが同、選舉二七―二九、嘉祐二年五月には、詔、凡舉官已施行者、後雖有改節、不許陳首、及被舉之人、毋得納舉主、至七月、復詔、近制、舉官不許陳首、其在部內、守官而改節者、許發摘、同自首法。という史料もあり、左右にゆれ動いていた様子がうかがえる。

(128)『會要』選舉二九―二九、紹興十一年六月十五日。臣僚言、國家薦舉之制、著在令甲、可謂嚴矣、而比年以來、請託之私未殄、謬濫之弊日滋、凡由薦舉升改、繼以貪墨聞者、未嘗無之、逮有司之獄已具、乃始以狀自列、則又置而不問、（中略）今使舉主與犯贓者同罪、是罰太重也、又聽以首得免、是罪爲可逃也。

(129)『長編』卷四一四―一〇、元祐三年九月甲子。尚書省言、命官犯罪、有情狀乖惡、肆爲不法、至於編配者、其舉主自來只依常法斷放、亦有該恩全原者、是於保任之法、全無懲誡。

(130)『兩朝綱目備要』卷一、紹熙元年十月。保任京官、犯贓連坐、舊制也、然近歲未有舉行之者。

(131)『會要』選舉二九―一二、政和七年七月二十九日。吏部言、勘會、崇寧看詳考功狀、修武郎以上・初該磨勘、并武功大夫磨勘、緣元符政和舉官奏狀式內、卽無同罪二字、（中略）今擬、添舉朝請大夫以下・充陞陟任使等狀式、添入如蒙朝廷擢用後・犯入己贓・臣甘當同罪、從之。

(132)洪遵の上言は、『會要』職官三〇―八、と『宋史』巻三七三の本傳の兩者にみえ、出入があるが、ここでは『宋史』を引用しておく。異時、選人詣曹改秩、吏倚爲市、毫毛不中節、必巧生沮閼、須賂餉滿慾、乃止、遵明與約、苟於大體無害、先行後審、薦員有定限、而舉者周遮重複、或同時一章而巧爲兩牘、或當薦五員而輒踰十數、或當舉職官而詭爲京狀、或身係常調而妄

稱職司、或東西分曹而交錯攙捕、或已予復奪而指云事故。

(133) 『建炎以來繫年要錄』卷一九八、紹興三十二年閏二月己丑。左正言劉度亦論、樁貪惱無恥、頃爲湖北憲、率以三百千、而售一舉狀。

(134) 『繫年要錄』卷一七四、紹興二十六年八月戊寅。右正言凌哲論（中略）、薦章一紙、陰求先容、有費及五六百千者。これに對して、應買賣舉狀之人、取者與者、各坐贓論（『繫年要錄』卷一七三、紹興二十六年七月庚戌）といった措置がとられ、またこの禁令と關係する敕がいくつか『慶元條法事類』卷十四、薦舉總法にもみえるが、やはり實效のほどは別問題であろう。衣川強「官僚と俸給」（『東方學報』京都四二、一九七一）。

(135) 『朝野雜記』乙集卷十四、「前宰執歲舉京官多非所知」。祖宗之制、前宰執、歲得舉選人爲京官者五員、淳熙之間減二員、既得徧舉諸路、故有力者競趨之、大抵多非所知、洪景伯（适）罷政家居、二十餘年、所舉殆八十人、（中略）自慶元嘉泰後、前宰執舉削、乃專以待政府言路之求、類多不識所舉之人、甚至空名剡牘以遣之、非祖宗之遺意也。

(136) 『朝野雜記』乙集卷十四、「隆興至嘉泰積考改官沿革」。識者謂、薦舉改官、法未嘗不善也、患在乎士大夫以私意汨之耳。

to amīr Kitbughā'. This memorandum has been handed down in total in the annals of Ibn al-Furāt (d. 1405), and furthermore in part in a wanting form in the encyclopedia (*ṣubḥ*) of Qalqashandī (d. 1418). This paper tries to make clear the factual situation of Egyptian society under the Mamluk regime by first translating the complete text of the memorandum and subsequently annotating in as much detail as possible every paragraph.

In total 28 paragraphs are provided for, starting with problems of law and justice, the public peace and customs in Cairo and Fusṭāṭ, the digging of canals and the founding of irrigation dikes (*jisr*), water maintenance policies such as repairance, the duties of regional governor-generals (*wālī*), the protection and control of commercial activities, problems of the *muqṭa'* and their representatives *wakīl*, policies against the Arab nomads (*'Urbān*) etc., thus many problems connected with state and society are dealt with.

Of course, one cannot presume that the provisions written in the memorandum have all been implemented, as it was only pointing out the policy bases. But it is also true that in the provisions the reality of Egypt during the early Mamluk Dynasty is reflected in various ways. For instance, the *wālī* did not only control and preserve the irrigation system, but he also wrote certificates (*ḥujja*) on the acquisitions of the *muqṭa'*, and had the duty of putting these in the custody of the *dīwān*. Further, there was a distinction among the *muqṭa'* between the *al-muqṭa' al-aṣlī* and the *muqṭa' al-jiha*, whereby the latter was given land or in other cases the income of taxes. These are both facts which were not known previously in the study of the *iqṭā'* system.

ONE PROBLEM OF THE APPOINTMENT SYSTEM OF OFFICIALS (CHÜAN-HSÜAN) 銓選 IN THE SUNG 宋 DYNASTY
—About the system of 'guarantor-recommendations'

UMEHARA Kaoru

The bureaucratic system of the Sung Dynasty seems at first glance extremely complicated, but one can say that it reached the highest level

possible for the contemporary society, by fully incorporating and adjusting itself on various levels to the results of the great social changes since the middle T'ang 唐 period, while basing itself on the 'three department-six board' (*san-sheng liu-pu* 三省六部) system which was perfected during the T'ang.

This paper takes up, out of the appointment system of officials which was an important pillar in this bureaucratic system, the question of 'recommendation-election' (*chien-chü* 薦擧, recommendation with guarantors), which was necessary for an appointment, explains its organizational content, and tells about its changes in time.

In the appointment of officials there was a division between civil officials (*wen-kuan* 文官) and military officials (*wu-kuan* 武官), and each group was further divided into a higher and a lower class. The guarantor-system was especially considered necessary when lower civil officials ascended in rank and function. For instance, when lower civil officials, who were collectively called *hsüan-jen* (選人), ascended to the middle rank collectively known as *ching-kuan* (京官), then the guarantee of five central higher officials or regional governors was a necessary condition. Consequently, to each of the central higher officials there was given yearly a certain number of lower offcials for whose promotion they should serve as a guarantor. Due to such a guarantor-relationship the factions and power groups became strengthened.

This paper treats in the first chapter the 'guarantor-recommendations' of *ching-kuan and ch'ao-kuan* (京朝官), in the second chapter those of the *hsüan-jen*, and in the third one those of the military officials. In the early Sung this system was still rather simple and not always adjusted, but it was almost brought to perfection during the first half of the eleventh century, during the reign of the fourth Jen-tsung 仁宗 emperor, and in the Southern Sung period extremely detailed laws and regulations were enforced.